

令和 7年度 福祉サービス第三者評価結果

《基本情報》

対象事業所名	みつばち保育園
経営主体(法人等)	有限会社 みつばち保育園
対象サービス	認可保育所
設立年月日	2006年4月1日
定員（在園人数）	80名（84名）
事業所住所等	〒230-0041 横浜市鶴見区潮田町3-137-5 / 電話番号 045-505-3281
ホームページ	https://www.mitsubachi-children.co.jp
職員数	常勤職員 27名・非常勤職員 4名
評価実施年月日	2025年10月8日・9日
第三者評価受審回数	3回
実施評価機関	株式会社 R-CORPORATION

《実施方法》

評価項目	標準となる評価基準
自己評価実施	期間：2025年7月12日～2025年8月1日 (評価方法) 保育士・看護師・栄養士を年齢が近いグループ分けをして、各グループで自己評価を実施。その結果を用いて園長・副園長・主任保育士で自己評価表をまとめて作成。
利用者調査	期間：2025年7月15日～2025年7月31日 利用者（保護者）アンケートを実施

<理念>

ひとりひとりを大切に、豊かに生きる力の基礎を育む

<基本方針>

- ひとりひとりの思い・行動・表現を受け入れ・受け止め、「自分らしさ」を發揮してのびのびと生活できるように、自己肯定感を育む保育について常に考えます。
- 「よく遊ぶこと」「よく食べること」を基本と考え、生活習慣が身につくように、自立を目指した援助を行います。
- 子どもたちが様々な遊びや体験を通し、物事や人に対して興味や関心を持てるような環境作りをします。

＜保育目標＞

1. 身体の基本を造るためによく食べる。
2. 目標に向かって意欲的に取り組む。
3. 仲間と過ごす楽しさを喜べる。
4. 自分の考えたことを言葉にできる。
5. 自分の感じたことを思うままに表現できる。

＜みつばち保育園の特徴的な取組＞

1. 子ども一人ひとりの個性や特徴を把握して保育所全体で保育について考える。
2. より良い保育のために保育の振り返る機会を設ける。
3. 外部機関の研修へ参加や園内研修等により、専門知識の習得に努める。
4. 利用者の意見を聞く場を定期的に設ける。

«総合評価»

【みつばち保育園の概要】

●みつばち保育園（以下、当園という。）は、有限会社みつばち保育園（以下、法人という。）の運営です。法人は、1999年10月1日に無認可保育所の開設から始まり、2002年4月1日に横浜保育室として認可を受け、2006年4月1日から横浜市認可保育所として運営しています。法人は、保育理念・方針の下、子どもたちが豊かに生きるために必要な能力・知識・習慣を身につけ、子どもたちの自立への支援となるような保育を目指しています。

●当園は、JR京浜東北線「鶴見駅」から直線距離で1km程度、鶴見駅東口よりバスで「潮田神社前」下車、徒歩1分の潮田銀座商店街の通りに位置しています。この辺りは鶴見川河口の三角州にあり、京浜工業地帯の一大発展に伴い、区画整理の街づくりが成された地域です。近くには潮田神社があり、境内からは古墳時代の貝塚が発掘された他、鶴見川橋付近にあった寺尾稻荷道道標が保存されている等、身近に歴史を感じることができます。また、潮田小学校、入船小学校、潮田中学校等が点在し、子育て世代も多い地域です。

●当園の定員は80名、0歳～5歳児までの保育を実施し、現在84名の園児が在園しています。園舎は、3階建ての建物で、1階は0歳～2歳児の保育室になっており、2階は3歳～5歳児の保育室、3階は休憩室・作業場及び遊戯室（ホール）と多目的に機能しています。園庭は、園舎横と屋上に2か所を有し、広々とした屋上園庭では、プール遊びやプランターで野菜作りを行い、食育活動に取組んでいます。全保育室は、畳敷きになっており、クッション性、保温性、防音効果等、畳の効用を生かした快適な空間作りが成されています。整った環境の中で、子どもたちはゆっくり座って、それぞれが好きな遊びを楽しんだり、寝転がってみたり等、家庭的な雰囲気の中で、自由にのんびり過ごし、子どもも大人も笑顔が溢れる保育園です。

《特長や今後期待される点》

1. 【アットホームな保育環境】

当園の特徴の1つに、全保育室が畳敷きであることが挙げられます。畳は、日本で古くから親しまれてきましたが、保育室が畳敷きは他に類を見ない環境です。畳の素材にもこだわり、和紙の畳を採用し、イ草よりも耐久性に優れ、カビやダニに強い特性があります。和紙の素朴な風合いと吸放湿性、優しい肌触りで、子どもたちに安心感が提供され、快適な空間を醸しています。また、3階のホールは、弾力性のあるフローリング敷きで、畳と同様に子どもの足に優しく、万一転んでも安全な床となっています。子どもたちは裸足で過ごし、素足により足の指が一本ずつ自由に動き、地面を掴み、土踏まずの形成につながっています。保育室内は常に清潔に保たれ、安心・安全面に十分に配慮され、家庭保育の延長で過ごせるよう家庭的な保育環境作りが成されています。

2. 【子どもを尊重した保育】

当園の保育理念「ひとりひとりを大切に」の下、職員は常に子どもの気持ちに寄り添い、子ども一人ひとりの発達段階を見極め、個人差を十分に配慮した保育を実践しています。当園では、経験豊富な職員が多く、子どもの些細な表情の変化や行動への対応等、安全面の配慮や心情面において、子どもが気持ち良く過ごせるように努めています。また、当園では「職員研修」を推奨し、全職員は外部研修・園内研修を通してスキルを高めると共に、子どもに対する言動・対応・援助の仕方等について学び合い、共通認識の下保育に当たっています。当園の園内研修記録「不適切保育を考える」からも保育の実施内容が読み取れます。保育方針に掲げている通り、子どもたち一人ひとりが「自分らしさ」を発揮し、のびのびと生活する中で、自己肯定感を育む保育を実践しています。今回の利用者（保護者）アンケートでも「子どもを良く見てくれている」、「対応が丁寧、安心感がある」、「先生たち全員がとても親切」、「子どもたちも先生が大好き」、「子どもがご機嫌で登園」等、意見が多数寄せられ、当園の保育に対する高い満足度が窺えます。

3. 【食育活動の推進】

当園では、「食事はおいしく・楽しく」をモットーに、各年齢に応じた「年間食育計画」を策定し、計画に基づき色々な食材に触れ、季節の行事や栽培活動を通し、食事がより楽しめるよう取組んでいます。屋上園庭は、日当たりや風通しも良く、プランターによる季節野菜が良く育っています。調査日には、子どもたちが畑（潮田小学校）で掘ったさつまいもが干してありました。当園の保育方針の中に「よく食べること」を掲げているように、子どもが喜んで食べられるよう専属の栄養士が保育士と共に献立を考えています。毎月の献立には旬の食材を使用し、見た目も楽しく、おいしく、安心して食べられる食事を提供しています。旬の食材を使用するため地元の業者から食材（肉・魚・野菜・牛乳・米等）を仕入れています。工夫された献立・調理により、子どもたちは良く食べ、残食がほとんどありません。調査者も給食提供を受け、味付けが絶妙でとても美味しいと、丁寧に調理されていると実感しました。クッキング活動の中では、パン作りがユニークで、パン生地の材料をペットボトル（炭酸用）に入れ、子どもがボトルを振って混ぜ合わせたものをお湯に浸して発酵を促すと、ボトルの口からパン生地が飛び出してくるという楽しいパン作り体験をしています。今回の利用者（保護者）アンケートでも「給食がおいしい」、「季節の食材を使った給食」、「給食、おやつが手作りでバリエーションも豊富」等の意見が多くあり、満足度85%という高い評価を得ています。

4. 【課題への取組について】

当園の中・長期ビジョンに「安定的な人材確保」、「低離職率の維持」、「職員の専門性の向上」を掲げています。当園には、20代から60代までの幅広い年齢の職員が在職し、年齢に応じたスキルが発揮されており、職員間の和気藹々とした雰囲気があります。休暇も取得しやすく、育児と仕事のワーク・ライフ・バランスに応じた働き方ができており、常勤職員の平均年齢47歳、平均在職期間10年と定着率は高い現状です。職員ヒアリングでも「働きやすい」、「相談しやすい」との発言がありました。法人の代表取締役が当園の副園長でもあり、現園長は主任を長く経験した実績からも職員とのコミュニケーションが図られ、風通しの良い職場環境になっています。反面、職員一人ひとりの育成は、園独自の自己評価シートにより、能力アップが図られていますが、組織的な人事考課の仕組み作りは成されていません。評価の見える化を目指し、法人で「キャリアパス表」を策定し、職員のモチベーションアップにつなげていく等、今後の取組に期待します。

令和7年度 福祉サービス第三者評価結果

<標準となる評価基準>

第三者評価受審施設 有限会社みつばち保育園 みつばち保育園	
評価年度	令和7年度
評価機関	株式会社 R-CORPORATION

<共通評価項目（45項目）>

I	福祉サービスの基本方針と組織 【1】～【9】	「理念・基本方針」「経営状況の把握」「事業計画の策定」「福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組」
II	組織の運営管理 【10】～【27】	「管理者の責任とリーダーシップ」「福祉人材の確保・育成」「運営の透明性の確保」「地域との交流、地域貢献」
III	適切な福祉サービスの実施 【28】～【45】	「利用者本位の福祉サービス」「福祉サービスの質の確保」

<内容評価項目（20項目）>

A-1	保育内容 ①～⑯	「全体的な計画の作成」「環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開」「健康管理」「食事」
A-2	子育て支援 ⑰～⑲	「家庭との緊密な連携」「保護者等の支援」
A-3	保育の質の向上 ⑳	「保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）」

※「標準となる評価基準」で示す判断基準「A・B・C」はランクやレベル付けではありません。判断基準はより望ましい水準に向けた「到達状況」を示すものであり、評価「B」が標準的とし、特に良い内容、秀でた内容は「A」で示しています。「C」については「伸びしろ」とし、更なる努力を期待するものとします。

I-1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている

【1】	I -1- (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている
	評価結果 B

評価の理由

理念、基本方針は明文化され、ホームページ、リーフレット、入園のしおり（兼重要事項説明書）等に掲載されています。保育理念は、園の目指す方向性を読み取ることができ、基本方針は、職員の行動規範となる内容になっています。職員へは、入職時の他、各種会議や園内研修の場で理念、基本方針、保育目標、大切にしたいことについて周知が図られています。保護者に対しても入園説明会で説明し、理解してもらうよう努めています。しかしながら、今回の利用者(保護者)アンケート結果では、保護者への周知が十分とは言えませんでした。今後は、懇談会や園だよりを活用する等、保護者に対する継続的な周知活動を行うことが期待されます。

I-2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している

【2】	I -2- (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている
	評価結果 B

評価の理由

事業経営の把握・分析は、法人（代表取締役：当園の副園長）が担っていますが、当園が立地する地域の動向やニーズの変化、課題等については把握し、法人に情報提供しています。中でも、園を中心とした出生状況等、情報を収集・分析しています。園長は、区の園長会、園長研修会等に出席し、社会福祉事業の動向や国・横浜市からの情報を入手し、把握しています。利用者ニーズの把握から、一時保育の受入れや保育サービス（荷物が少ない、おむつサブスク等）に積極的に取組む等、地域の子育て支援に努めています。今後も入所児の動向を的確に把握し、欠員が出ないよう対応していくと共に、地域の各種福祉計画の策定動向と内容の把握・分析を課題と捉え取組んでいます。

【3】	I -2- (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている
	評価結果 B

評価の理由

園長は、保育内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等、経営課題を明確にして具体的な取組を進めています。経営状況については、入所児状況、運営費、処遇改善費等は、副園長と事務員が把握し、情報を共有しています。また、人員状況や施設修繕が必要な部分についても把握するようにし、単年度計画で必要な経費の予算化を図り、課題への解決を目指しています。当園の経営状況については、園長・副園長・主任までは周知されていますが、他の職員には説明の機会が成されていません。今後は、経営課題の解決に向けて職員会議等で検討の場を設ける等、組織的に取組んで行かれることを期待します。

I—3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている

【4】	I -3- (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている
	評価結果 B

評価の理由

理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にし、保育指針やガイドラインを反映した中・長期のビジョンを策定しています。中・長期ビジョンとして今回の基本情報に掲げられている項目は、「安定的な人材確保」、「低離職率の維持」「職員の専門性の向上」となっています。今後、掲げられている中・長期ビジョンを3～5年の中・長期計画として、年度ごとに令和7年に行う項目と内容、令和8年、令和9年へと分けて計画を策定されることが望れます。

【5】	I -3- (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている
	評価結果 B

評価の理由

法人（当園）のホームページで事業計画等の情報公開をしています。事業計画を踏まえて、当園の単年度の計画を策定しています。事業計画は常に園の理念を基に作成され、単年度における事業内容を具体的に示すと共に実行可能な内容にしています。具体的には、事業計画に沿った単年度の計画として全体的な計画が策定され、各年齢の保育目標、保育内容、家庭・地域との連携等が盛り込まれ、当園の独自性も反映しています。また、年間を通して実行可能な計画となるように、その年の利用状況や子どもの様子に合わせた職員配置・行事計画にする等、具体的な内容になっています。今後は、中・長期計画の年度毎の項目・内容に合わせた具体的な実施状況の評価も行えるよう計画の策定が望れます。

(2) 事業計画が適切に策定されている

【6】	I -3- (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している
	評価結果 B

評価の理由

保育の事業計画として、全体的な計画、年間指導計画が挙げられ、昨年度の評価を基に次年度の計画を策定しています。各年齢の指導計画は、職員会議等で話し合い、周知から見直しまで行っています。また、年間を通して行われる事業についても、年度内で経過を見ながら必要に応じて話し合い、改善、変更が行われ、次年度の事業計画に生かしています。運営面では、園長、副園長、事務員等で検討し策定後、職員への周知を図っていますが、理解については、職員それぞれの立場の違いにより一律とはいかないと心し、個別に対応する等、より分かりやすい方法や手順で理解を促していく予定でいます。

【7】	I -3- (2) -② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している
	評価結果 A

評価の理由

当園の事業計画については、主な内容を「年間行事予定」として資料を基に、入園説明会や懇談会、各事業の開催時期等に合わせて丁寧に説明し、理解を促しています。毎月の園だよりに「○月の行事」を記載し、保護者に周知を図っています。中でも保護者参加の行事については、具体的な内容を配付や掲示、口頭等で分かりやすく保護者に伝え、理解を得ています。さらに、各事業における保護者の感想・要望等を必ず聴取し、次年度の計画策定に生かしています。今回の利用者（保護者）アンケート「年間指導計画・行事計画」の認知度は、「まあ知っている」を含めると 92%と、保護者への周知の高さが窺えます。

I—4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている

【8】	I -4- (1) -① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している
	評価結果 B

評価の理由

保育の質の向上に向けて PDCA サイクルに基づき、クラス会議、職員会議等を行い、各年齢の年間指導計画に沿った月間指導計画等の振り返りを記載し、組織的・計画的に実施しています。計画の立案・評価については、各年齢のリーダー・主任・園長の順に確認体制を整えています。また、年 1 回、保育園の自己評価や第三者評価も定期的に受審（今年度受審 4 回目）しています。さらに、当園では C（評価・振り返り）から A（改善）が課題と認識し、保育の質につなげられるよう園内研修等で PDCA サイクルの検証を行う予定でいます。

【9】	I -4- (1) -② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している
	評価結果 B

評価の理由

保育計画では、毎月の月間指導計画の振り返りを行い、課題を明確にして次期に生かすようにしています。職員の自己評価に基づき、年 1 回保育所の自己評価を行い、結果をまとめて文書化し、保護者に園内掲示で周知を図っています。また、毎年、横浜市の指導監査を受け、指摘事項については職員に周知し、改善に向けて取組んでいます。今回、第三者評価を受審し、評価結果で取組むべき課題が発生した場合、改善計画を策定して実施する予定です。

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている

【10】	II-1- (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている
	評価結果 A

評価の理由

管理運営規定に園長の職務職責が定められており、園長は自らの役割と責任を自覚し、職員会議、保護者説明会、懇談会、園だより等を通して表明し、理解を図っています。園長の役割・責任は、「みつばち保育園 職員分掌表」に明確に示し、園長不在時の権限委任も明示しています。有事（災害、事故等）発生時の連絡体制については、マニュアルに沿って行う等、全職員に周知しています。保護者向けには、重要事項説明書で入園時に説明を行うと共に、園だより「なのはな」を活用して周知を図っています。

【11】	II-1- (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている
	評価結果 A

評価の理由

法人の運営規定や就業規則、個人情報保護規則に園長が遵守すべき法令等に関する記載があり、園長は十分理解しており、利害関係者（取引業者、行政関係者等）との適正な関係を保持しています。また、園長は横浜市や鶴見区園長会等の研修で、法令遵守や経営に関する情報を得ています。内容については、会議時等で職員に周知し、知識の共有化を図っています。守秘義務に関しては、職員と誓約書を交わし、保護者には、重要事項説明書で丁寧に説明し、個人情報保護の観点から「個人情報使用同意書」に署名、捺印をもらい理解を得ています。

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている

【12】	II-1- (2) -① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している
	評価結果 B

評価の理由

園長は、保育の質の向上に意欲を持ち、相談やアドバイスを行う等、保育の質の向上に意欲を持って取組んでいます。また、指導計画や日誌等の確認を通して、現状や課題を把握し、副園長・主任と共有して改善に向けた取組が実践できるようにしています。職員会議やクラス会議等を通して、職員が意見を述べられる環境を整え、意見を聞き保育の質の向上に取組んでいます。職員の意欲・維持向上については、キャリアアップ研修等への参加を促すと共に、習得した資格に応じて待遇改善を行っています。当園の特徴的な取組のひとつに「職員研修」を掲げているように、積極的に園内・園外研修を取り入れ、専門知識の習得に努めています。研修終了後は各職員の報告書で確認していますが、今後は、職員間で知識の共有化を図るよう指導力を発揮して行かれることを期待します。

【13】	II -1- (2) -② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している
	評価結果 A

評価の理由

園長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、副園長や事務員と共に、事業計画に基づき職員体制や環境整備、保育の財務管理等を行い、人員配置や休暇取得、時間外労働等に偏りがないよう配慮しています。また、働きやすい職場環境になるように、組織（経験数、実績、本人の意向）を考慮し、組織表を作成して職員一人ひとりが役割の認識及び、目的を持った行動につなげています。保育サービス（荷物が少ない、おむつサブスク等）導入やICTシステムも取り入れ、保育業務の軽減につながっています。

II-2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている

【14】	II -2- (1) -① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている
	評価結果 B

評価の理由

必要な福祉人材の確保・人員体制に関する基本的な考え方や方針は確立しています。保育園運営規程に明記し、採用については保育士配置基準を遵守し、人員不足による職員への負担がないよう調整しています。採用活動については、副園長が担当し、当園の保育士求人情報（ジョブメドレー）へ掲載し、募集しています。保育の提供に関わる職員配置については、クラス編成、人材の適材適所、スキルアップ、育児と仕事のワーク・ライフ・バランス等を見据えて決定しています。当園の現状は、常勤職員の平均年齢が47歳、平均在職期間が10年と職員の定着率は高いと言えます。引き続き職員の定着及び育成に努め、長く働きたいと思える環境作りへの取組に期待します。

【15】	II -2- (1) -② 総合的な人事管理が行われている
	評価結果 B

評価の理由

人事基準を就業規則で定めて、職員に周知し、職員の職務遂行や職務に関する貢献度等を評価し、結果を処遇に反映しています。処遇の水準については、行政の処遇改善施策に適切に対応すると共に、職員の意向や地域の実情に合わせた改善に取組んでいます。園長は職員との面談や年度末総括（職員の自己評価結果）を把握し、課題の改善策を園内研修や職員会議で検討しています。今後は、職位別、階層別に期待する職員像を明確化し、人事等の見える化が期待されます。併せて、キャリアアップ給与規定、職員就業規則等にも明記し、職員に閲覧可能とし、評価の見える化が望まれます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている

【16】	II -2- (2) -① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる
評価結果 A	

評価の理由

人事労務管理に関しては、副園長・事務員の協力の下、職員の出退勤、超過勤務、休暇取得状況を管理し、休暇取得と仕事の進捗状況の双方のバランスを確認・実施しています。有給休暇は、希望に応じて均等に取得するようシフト調整を図り、体制を整えています。また、育児休業も取得しやすいように配慮し、育児休業中の職員、育児休業明けの職員、短時間勤務の職員等、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っています。園長は、面談を通して職員の意向等を把握し、必要に応じて相談対応すると共に、職員の心身の健康と安全を確保し、ノンコンタクトタイムを設ける等、働きやすい職場環境の整備に努めています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている

【17】	II -2- (3) -① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている
評価結果 B	

評価の理由

職員一人ひとりの育成に向けた取組では、園独自の自己評価シートを活用し、目標設定や目標達成度について振り返りを行い、自己の課題を明確にして次年度に反映するようにしています。園長は、対話や面談を通して、職員一人ひとりの得意分野を把握し、助言を行い育成に努めています。個人の能力アップが、全体のレベルアップにつながると考え、達成目標を具体的に定め、目標の達成に向けて取組んでいます。法人の経営する保育園が当園のみであることから、保育園職員に対する人事考課制度は、作成予定です。組織的に人事考課の仕組み作りが、今後の課題と思われます。評価の見える化を目指し、法人で「キャリアパス表」を策定して、職員のモチベーションアップにつなげていく等、今後の取組みに期待します。

【18】	II -2- (3) -② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている
評価結果 A	

評価の理由

職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、実施されています。横浜市や鶴見区からの研修案内を閲覧し、職員が必要と思った研修や興味のある研修に参加できるよう体制を整えています。特に、オンライン研修は受講しやすいので積極的な参加を促しています。キャリアアップ研修については、計画的に受講できるよう配慮しています。園外研修に参加する場合は、就業時間内に受講できるよう体制作りが成されています。当園の研修計画は、年度ごとに、職員の受講実績等を勘案し、策定しています。職員の能力アップを図ることにより、園全体のレベルアップにつながるように努めています。

【19】	II -2- (3) -③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている
	評価結果 A

評価の理由

当園の年間研修計画により、職員一人ひとりの研修受講状況を把握し、知識、技術水準、キャリア希望に応じて研修の機会を確保しています。職員が希望する研修は、受講できるようにシフトの調整等を行っています。また、役所等の公的機関が実施する外部研修（神奈川県、横浜市、鶴見区主催）の情報は、全職員に周知し参加を促しています。全職員が習熟度に配慮した研修に参加し、スキルの向上に努めています。オンライン研修等は、全員が受講できるよう勤務時間を調整し、隔たりの無いように研修機会を確保しています。非常勤職員も含め、職員一人ひとりに研修の機会が確保されるよう取組んでいます。

(4) 実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成が適切に行われている

【20】	II -2- (4) -① 実習生等の保育に関する専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている
	評価結果 B

評価の理由

実習生受入れマニュアルを整備し、基本姿勢・受入れ手順・配慮事項等を明文化しています。実習生受入れ担当は主任が行い、養成校との連携を図り、実習生に事前オリエンテーションを行い、実習の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する等の体制が整えられています。全職員は後進育成の観点から指導、助言、相談を行う姿勢を持ち、対応する旨を申し合わせています。保護者には、園だよりや園内掲示にて周知し、理解を促しています。実習受入れ担当の主任保育士は、実習生指導についての研修を受講し、職員に周知を図っています。実習希望があれば、いつでも受入れ可能としています。

II-3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている

【21】	II -3- (1) -① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている
	評価結果 B

評価の理由

法人（当園）のホームページに、理念、基本方針、保育の内容等を公開しています。また、リーフレット、入園のしおり（兼重要事項説明書）、横浜市情報サイト「ここ de サーチ」等でも情報を提供しています。法人が有限会社であることから、財務に関する公表はしていませんが、保護者には、入園説明会等で運営内容を伝えていています。苦情・相談に関しては、体制について公表（玄関に掲示）し、いつでも意見が述べられるようにしています。保護者には、入園説明会等で詳しく伝えています。さらに、定期的に受審している第三者評価の受審結果は、公表しています。

【22】	II -3- (1) -② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている
評価結果 A	

評価の理由

法人経理規定等に基づき、事務、経理、取引、契約等の業務に関するルールを明記し、規定に沿って業務遂行しています。園長は、業務委託している税理士と社会保険労務士に、随時経営状況を開示し、指導を得ています。現金、預金を扱う者は、副園長と事務職員に限定しています。当園の決算については、法人委託の税理士が収支計算分析表を作成し、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われています。

II-4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている

【23】	II -4- (1) -① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

当園は、認可保育園以前から地域保育園としての実績があり、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っています。地域との関わりについて基本的な考え方を文書化し、全体的な計画の項目「地域等への支援」・「地域行事への参加」の欄に記載しています。具体的には、育児支援として交流保育や一時保育の推進、園行事（夏祭り、運動会）への招待、潮田公園でのイベントに参加する等、子どもと地域との交流を図っています。また、地域的に外国籍の住民も多く、子どもや保護者のニーズに応じて、近隣にある国際交流会館の通訳ボランティアの依頼ができる体制です。日頃から顔の見える関係性を大切にし、子どもたちも散歩時には、近隣の方と挨拶や会話を交わし、関わりを持っています。

【24】	II -4- (1) -② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している
評価結果 A	

評価の理由

ボランティア、職業体験等の受入れに対する基本姿勢を明確にしたマニュアルを備え、積極的に受入れています。受入れ担当は主任とし、事前にオリエンテーションを行い、基本的な考え方や園の方針の説明、利用者への配慮、守秘義務等について十分に理解を促しています。近隣中学校からの職業体験の受入れ、小学生の町探検のインタビュー（職場見学）等、意見交換や仕事に対する興味を促し、交流を図っています。中でも中学校（3校）からの受入れ実績があり、多くの感想文が寄せられています。今年の夏にも夏休みを活用した体験ボランティアの受入れがありました。

(2) 関係機関との連携が確保されている

【25】	II-4- (2) -① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている
評価結果 A	

評価の理由

事故発生時等に受診ができる病院・医院や緊急時の消防署、警察署等をリスト化し、職員に周知しています。保護者には、入園のしおり(兼重要事項説明書)を配布し、周知を図っています。子ども一人ひとりの様子や家庭での様子等に変化があった時は、職員会議等で情報共有を図っています。障害児保育については、鶴見区こども家庭支援課・鶴見区福祉保健センターの保健師・横浜市東部地域療育センターと連携を図っています。家庭内等での虐待等権利侵害が疑われる子どもについても横浜市中央児童相談所等、関係機関と連携を取るようにしています。鶴見区要保護児童対策地域協議会とは協議・相談の機会を設けて連携を持っています。職員への周知も個人情報に配慮しながら行っています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている

【26】	II-4- (3) -① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている
評価結果 B	

評価の理由

当園の施設見学や子育て相談、一時保育等の際に、地域の方々の声を聞き、保育園の専門的な知識や技術を生かし、子育てに関する相談に応じる等、子育てに必要な支援を行っています。園長は、鶴見区園長会議や運営委員会（園長・副園長・保育士代表・保護者代表2名で構成）の開催等に参加し、地域の情報やニーズの把握に努めています。また、町内会に加入していることから、地域で得た情報を子育て支援事業につなげる取組を行っています。5歳児担当保育士は、幼保小連携の活動に参加して、子育て支援のニーズの把握に努めています。今後も当園の特徴を生かした取組を今後の課題とし、より積極的な活動を実施していく計画です。

【27】	II-4- (3) -② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている
評価結果 B	

評価の理由

把握した福祉ニーズとして、当園の立地する地域は多国籍・多文化地域であり、一時保育（0歳～2歳児）の需要が多いことから、積極的に一時保育の受入れを行っています。外国籍の家庭については、連絡方法にアプリ（言語変換機能）を使う等、コミュニケーション方法を工夫しています。また、町内会での取組も盛んであり、古くから居住している世帯と子育て世帯が園を通してつながり、身近な環境の中で子育て支援ができるよう橋渡し的な役割を担う等、より積極的な姿勢で地域コミュニティの活性化に携わっていく体制でいます。地域との防災対策、備品の備えや支援については、協定は結んでいませんが、園児の安全を確保した上で、地域住民への協力体制を検討しています。引き続き、地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動に取組む体制でいます。

共通評価Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている

【28】	III-1- (1) -① 子どもを尊重した保育について共通の理解を持つための取組を行っている
	評価結果 A

評価の理由

当園の保育理念・方針及び全体的な計画に、子どもを尊重した保育について明示し、保育を実施しています。保育の提供に関する「倫理」を含めた職員の指針は、保育業務マニュアル（手順書）に具体的に記載され、職員の行動規範となっています。月2回の職員会議では、各クラスの子どもへの配慮すべきことを話し合い、全職員で情報を共有しています。保護者には、保育内容を連絡帳、園だより、ドキュメンテーション、懇談会等で伝え、理解を図る取組を行っています。子どもの人権については、職員の自己評価の項目に人権擁護のセルフチェックを入れ、自己評価を行うと共に、園内研修及び園外研修を通して職員間で学び合い、互いに尊重する心、性差別や先入観による固定的な対応をしないことを共通認識としています。

【29】	III-1- (1) -② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている
	評価結果 A

評価の理由

子どものプライバシー保護については、職員就業規則、個人情報保護規定に職員の守るべき姿勢を定めています。職員とは職務遂行する守秘義務について誓約書を交わすと共に、コンプライアンス研修を実施しています。保護者には、入園のしおり（兼重要事項説明書）の中で「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を明記し、理解・同意を得ています。全職員は、日々の保育の中で、常にプライバシーに配慮した対応（オムツ交換・着替え・シャワー等）を心がけ、子どものプライバシーを保護しています。子ども・保護者に関する書類等は、鍵付きの書棚にて厳重に保管・管理しています。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている

【30】	III-1- (2) -① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している
	評価結果 A

評価の理由

利用希望者に対する保育所選択に必要な情報提供については、ホームページやリーフレット等に掲載し、理念や基本方針・施設の概要・保育の内容・園の特色等を紹介しています。施設・設備の概要等に加え、職員体制・保護者に説明すべき事項を記載した入園のしおり（兼重要事項説明書）等、保育園選択に必要な情報も提供しています。園見学の希望者には、副園長が丁寧に説明を行っています。見学の際は、園の概要が分かるよう保育園のリーフレットを提供すると共に保育活動中に行うことで、入園後のイメージを持ちやすくしています。入園のしおりやリーフレット等は、定期的に職員間で見直しています。今年度、ホームページもリニューアルされ、内容も充実しています。

【31】	III-1- (2) -② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している
	評価結果 A

評価の理由

新入園児に関しては、保育開始前に入園面談を実施し、入園のしおり（兼重要事項説明書）を基に、保育内容や留意事項等を分かりやすく説明し、保護者と利用契約書を交わしています。入園後に大幅な変更をする場合は、再配布か変更箇所を配布し、再度同意書を取り交わしています。保育のお知らせに関しては、連絡帳（アプリ）で内容を伝え、理解してもらえるように努めています。要支援保護者に対する説明に関しては、支援内容に応じて個別に対応することにしています。外国籍の保護者には、書類にルビを振る、アプリの言語変換機能を活用して連絡事項を伝える等、個別に丁寧に分かりやすい表現で説明・対応しています。

【32】	III-1- (2) -③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている
	評価結果 B

評価の理由

途中で転園した子どもの情報については、個人情報であるため、基本的に情報提供や保育の引き継ぎは行わず、保護者に行ってもらっています。養育困難ケースや障害児、児童相談所ケース、区の保健師が関わるケースについては、区役所を通して行う場合があります。年長児（5歳児）については、保育所児童保育要録を作成し各小学校へ提出し、必要に応じて電話対応も行っています。卒園児に関しては、継続性を持ち、いつでも相談ができる旨を口頭で伝えていますが、担当者等については決めていません。今後は、相談方法や担当者について明記した文書も渡されると尚良いでしょう。

(3) 利用者満足の向上に努めている

【33】	III-1- (3) -① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている
	評価結果 B

評価の理由

保育方針の中に「ひとりひとりの思い・行動・表現を受け入れ・受け止め」とあるように、日々の保育の中で子どもの表情、遊びへの意欲等を観察し、子どもの話を聞きながら、子ども自身の満足を把握するように努めています。保護者については、園児の様子を口頭や連絡帳で伝え、安心感や満足度を感じ取り、柔軟に対応するようになっています。保護者懇談会及び個人面談は年2回実施しています。また、行事後のアンケートや運営委員会等でも、保護者ニーズの把握に努めています。今回、第三者評価の利用者（保護者）アンケートによっても、保育園へのニーズや満足度が明らかになりました。課題解決については、次年度に改善するよう、保育運営に取組んでいます。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている

【34】	III-1- (4) -① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している
	評価結果 A

評価の理由

苦情解決の仕組を法令に従い適切に整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置しています。園内にも苦情解決の体制を説明した資料を掲示しています。また、入園のしおり（兼重要事項説明書）に、苦情解決の仕組を掲載し、入園時に説明し、周知を図っています。受けた苦情については、個人情報に十分に配慮した上で、苦情内容と解決に向けた園の方針を掲示する等、保護者全員に周知を図っています。また、苦情内容は職員会議で共有し、再発防止に努めています。これまでの相談内容等は記録し、保管・管理しています。

【35】	III-1- (4) -② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している
	評価結果 A

評価の理由

保護者が相談や意見を述べやすい環境に関しては、面接、電話、書面等の利用で、いつでも受付けることを入園説明会等で伝えています。入園のしおり（兼重要事項説明書）に、苦情相談窓口について記載し、園内にも掲示し、周知を図っています。日頃から、連絡帳での情報交換や送迎時等の声がけで信頼関係を築き、話しやすい雰囲気作りをしています。相談や意見があった場合、園長は保育士から報告を受け、保護者から知り得た情報を共有しています。相談の際には、プライバシーに配慮して面談室を設け、相談しやすい雰囲気作りに努めると共に、職員2名体制で対応するようにしています。

【36】	III-1- (4) -③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している
	評価結果 B

評価の理由

保護者からの要望や意見等については、送迎時の対話や行事後のアンケート、懇談会、個人面談等を通し、積極的に把握する取組を行っています。また、職員は日頃から保護者が相談しやすく意見を述べやすいよう配慮し、信頼関係の構築に努めています。保護者からの相談や苦情に対しては、内容を把握し、全職員が情報を共有できるように会議等で周知を図っています。園長は事実確認を行い、適切かつ迅速に改善に向けて取組み、改善結果を提案者に伝えるようにしています。今後は、保護者からの相談や意見を受けた際の手順や対応策、検討等について定めたマニュアルの整備が課題と捉えています。組織的な対応マニュアルの整備に期待します。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている

【37】	III-1- (5) -① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている
	評価結果 B

評価の理由

リスクマネジメントに関する責任者を園長とし、園長不在時は副園長と定め、災害時、地震、子どものケガ、行方不明等の状況別にマニュアルに明記し、職員体制を敷いています。年間避難訓練計画を作成し、毎月、火災・地震・水害・不審者対策の訓練を実施し、反省点を生かして見直しや改善につなげています。安全計画から園内外の安全点検や保育（散歩、遊び、プレスチェック等）を見直すと共に、事故報告書で状況の分析と原因究明を行い、改善策・再発防止策を検討・実施しています。事故に至らないヒヤリハット事案についても全職員で共有し、対応方法等を検討しています。今回の自己評価結果から、リスクマネジメント委員会の設置及び定期的な評価・見直しが必要としています。具体的に職員に下ろして対応策を講じる等、日々の安全管理に生かしていくかれるよう期待します。

【38】	III-1- (5) -② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている
	評価結果 A

評価の理由

国が策定した「保育所における感染症対策ガイドライン」及び「横浜市園医の手引き」に則り、感染症対応マニュアルを作成しています。登園停止基準や保育中に感染症等の疑いが生じた場合の対応について、入園のしおり（兼重要事項説明書）に明記し、保護者に説明しています。毎月の園だよりの中に「ほけんだより」の欄を設け、感染症の予防や発生時の対応等について保護者への理解を促しています。園内での感染症発生時は、速やかに全職員に伝えて蔓延防止策を講じ、保護者には園内に掲示（病名、発生人数）し、周知を図っています。当園の看護師による消毒作業や手洗い・嘔吐処理講習等を行い、感染予防や完全確保のための取組を行っています。また、最新の感染症情報を行政や地域から入手し、職員間で共有すると共に、保護者にも知らせ、注意喚起をしています。

【39】	III-1- (5) -③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている
	評価結果 A

評価の理由

当園の立地条件を考慮し、事業が継続できる計画（BCP）を備えると共に、年間消防計画、災害時の対応マニュアルを作成し、災害時の対応体制や災害発生時の初動対応を定めています。毎月、災害発生を想定した避難訓練を実施し、反省点も含め記録に残し、次回の訓練に反映させています。また、毎年、AED の研修（外部講師）も実施しています。備蓄品に関しても食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者（栄養士）を決めて整備しています。入園のしおり（兼重要事項説明書）では「非常災害時に対応」として、避難場所や対応策等の必要項目を明記して保護者に周知し、保護者への引き渡し訓練も実施しています。

III-2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している

【40】	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている
	評価結果 A

評価の理由

保育の実施方法に関する各種マニュアルや運営規定があり、保育の標準的な実施方法と子どもを尊重した保育やプライバシー保護、権利擁護に関わる職員としての姿勢を明示しています。保育の標準的実施方法としては、全体的な計画を基に年間計画を作成し、保育指導計画、行事計画、食育計画等に沿った保育活動を行っています。保育計画については、標準的な実施方法を基本としながらも、画一的な保育実践ではなく、子どもの興味関心に基づいて作成し、子どもを主体とした保育活動を取り入れています。また、その時々に応じた子どもの姿を受け止めて見直しを図っています。

【41】	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している
	評価結果 A

評価の理由

保育の標準的な実施方法の検証・見直しについては、各クラス、幼児会議、職員会議等で定期的に実施しています。月間指導計画は、各クラス担任間で毎月見直しを行い、内容を翌月の指導計画に盛り込んでいます。年間指導計画は、期ごとの反省を基に年度末に振り返りを行い、その内容を次年度に反映させ、保育に継続性を持たせています。また、行事後の保護者アンケート、懇談会、個人面談等を通じて、保護者の意向や提案を把握し、各種マニュアルの見直しに反映できるようにしています。また、保育の標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものになっていないかをPDCAで検証しています。マニュアル等については、原則、1年間の実施を踏まえて、年度末に見直し、確認するようにしています。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている

【42】	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している
	評価結果 A

評価の理由

指導計画は、全体的な計画の具体化を図り、各年齢に応じてクラス担任が責任者として作成し、主任がチェック、園長が確認して適切に作成しています。0歳児～2歳児までは、個別指導計画も作成しており、計画作成時は、担当者によるアセスメントの協議を実施しています。また、必要に応じて看護師・栄養士等の専門職の意見やアドバイスを受けて、総合的に判断した指導計画を策定しています。支援困難ケースについては、ケース検討会議を通して、個々の状況に応じた「個別支援計画」を適切に作成し、実践すると共に、専門機関からも助言を得ながら職員間で学び合い、支援に努めています。保護者参加の行事等についても行事後にアンケートを取り、反省も含め課題点等を職員会議で話し合い、次に生かせるように記録に残しています。

【43】	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている
	評価結果 A

評価の理由

全体的な計画、年間指導計画、月間指導計画等の評価・見直しは定期的に行ってています。各クラスの担任が保育実施後を行い、園長・主任が確認しています。具体的には、日案は日ごと、月間指導計画は月末、年間指導計画は四半期ごと及び年度末を行い、子どもや保護者の課題を抽出し、次年度の指導計画の作成に生かしています。個別指導計画は、柔軟に変更や見直しを行い、子どもの発達状況に合わせて、適切な保育につなげています。指導計画の見直しでは、各年齢の保育目標・ねらいが、保育活動を通して達成できているか、子どもの主体性や自主性を大切にしているか等をポイントとしています。個別指導計画は、柔軟に変更や見直しを行い、子どもの発達状況に合わせて、適切な保育につなげています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている

【44】	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている
	評価結果 A

評価の理由

当園ではICT化を図り、保育に関する記録の作成・閲覧をデータで管理することで、職員間の情報共有を円滑に行っています。子どもの保育実施状況については、園独自の様式に基づいて記録・保管され、園長及び主任が内容を確認した上で、職員間で共有しています。また、記録の書き方にばらつきが生じないよう、個別に指導を行い、統一された記録作成を推進しています。0歳から2歳児については、月間指導計画に基づいた個別指導計画が適切に作成されており、保育の実践内容が記録を通じて確認できる体制が整っています。保育記録等はクラウド上で管理されており、職員はいつでも確認可能です。さらに、各種会議の開催時に加え、コンピューターネットワークを活用して園内の情報を共有する仕組みも整備されています。

【45】	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している
	評価結果 A

評価の理由

当園では、「個人情報保護規定」に基づき、子どもに関する記録の取り扱いを定めています。園長を記録管理の責任者とし、書類等を適切に管理し過去の記録も含めて鍵付きの書庫に保管しています。また、職員には個人情報の取り扱いに関する守秘義務誓約書を交わしており、情報管理の徹底を図っています。利用者（保護者）の個人情報については、入園時に入園のしおり（兼重要事項説明書）を通じて説明を行い、理解を得た上で利用契約書を取り交わしています。記録の外部持ち出しが禁止しており、保育アプリ等の使用は園内に限定しています。紙媒体の書類やSDカード（写真データ）等についても、業務の持ち帰りを禁止し、情報漏洩防止に努めています。

内容評価 A－1 保育内容

A－1－(1) 全体的な計画の作成

【A1】	A-1- (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している
	評価結果 B

評価の理由

全体的な計画は、児童憲章、保育所保育指針等の趣旨を踏まえ、保育理念・方針・目標に基づき、当園の特徴、地域の実態等を考慮して作成しています。当園では副園長が編集作成の担当者となり、職員会議で検討を図り、全体的な計画を策定しています。全体的な計画に沿った各指導計画や行事等は、定期的に評価・反省を行っています。当園では、各年齢に応じた指導計画は具体性があり、職員間での理解も行き届いていますが、全体的な計画については、全職員への共有・理解の促進に向けたさらなる工夫が望されます。

A－1－(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

【A2】	A-1- (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している
	評価結果 A

評価の理由

当園の全保育室の床は畳敷きであり、畳の効用（クッション性、保温性、防音効果等）を生かした快適な空間が広がっています。子どもたちは、畳の上で寝転んだり、好きな遊びを楽しんだり等、心地良く過ごしています。職員は、日々、「衛生管理マニュアル」を基に、保育室等の清掃を行い、園内を清潔に保ち、採光・温度・湿度等、常に適切な状態に保持しています。また、保育室内や玩具等、子どもたちが触れる部分の衛生管理を徹底して行い、感染症予防対策に取組むと共に、玩具や用具に破損等がないかを確認し、安全面の配慮をしています。トイレや手洗い場は、明るく清潔で、子どもが使いやすい設備となっています。日々のプレスチェックと共に、一人ひとりの状況を把握して、安心・安全に過ごせるように配慮しています。

【A3】	A-1- (2) -② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている
	評価結果 A

評価の理由

保育理念「ひとりひとりを大切に」を下に、子どもへの対応について、一人ひとりの発達段階を見極め、個人差を十分に把握し、子どもを尊重した保育を行っています。園内研修でも子どもに対する言動・対応・援助の仕方等について学び合い共通認識を図っています。職員は常に子どもの気持ちに寄り添い、否定的な言葉は使わないよう、保育士の自己満足での保育は行なわないよう心がけています。今回の利用者（保護者）アンケートでも「子どもを良く見てくれている」、「対応が丁寧、安心感がある」、「子どもがご機嫌で登園」等々の意見が多く寄せられ、一人ひとりの子どもに応じた丁寧な保育の実施が窺われます。

【A4】	A-1- (2) -③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている
評価結果 A	

評価の理由

今回の利用者（保護者）アンケートでは、「食べる・遊ぶ・寝る（基本的な生活習慣）を大切にしている」との声が寄せられました。当園では、一人ひとりの子どもの年齢や発達段階に応じて、褒めたり励ましたりしながら援助を行い、少しづつ生活習慣が身に付くよう、家庭と連携して取組んでいます。子どもの主体性、「自分でやろう」「自分でやりたい」という気持ちを尊重し、子どもの要求を受け止めながら、適切な援助を行っています。排泄についても、個人差があることを十分に理解した上で、保護者の考え方を尊重し、連絡帳等を通じて状況を共有しながら連携を図っています。また、個別カリキュラムに基づき、子どもが理解しやすい言葉や絵本、絵カード等を活用し、遊びを通して楽しく基本的な生活習慣が身につくよう工夫しています。職員へのヒアリングでも、「子どもの気持ちに寄り添い、無理なく個別に習得できるよう配慮している」との発言があり、日々の保育において丁寧な対応がなされていることが窺えます。

【A5】	A-1- (2) -④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している
評価結果 B	

評価の理由

保育室には、年齢に応じた玩具・絵本・教材等が、子どもの手の届く所に配置され、子どもたちが自主的、自発的に遊べるよう環境を整えています。子どもの成長に合わせて絵本や玩具、手作り玩具等を見直し、入れ替えを行い、遊びが発展・展開していくよう工夫しています。当園の周辺には自然豊かな公園が点在し、目的に合わせて散歩コースを選び、身近な自然に触れ、地域の方と挨拶を交わし、交通ルールを学ぶ等、様々な活動を体験しています。また、当園は、商店街の中に位置していることから、買い物、地域イベントへの参加等を通して、地域を知ったり関わったりする機会がありますが、頻度的には少ないと感じており、さらに社会体験が得られる機会を設けて、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開できるよう検討しています。

【A6】	A-1- (2) -⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A	

評価の理由

0歳児室は、明るく清潔な環境の中で、安全・衛生面に十分配慮された玩具や手作りの遊具を用意し、「見る・聞く・触れる」といった感覚的な経験を十分に楽しめるよう工夫されています。保育者は、子どもの些細な表情の変化や発する声、泣き方の違い等を丁寧に受け止め、安心して安定した生活が送れるよう、やさしくゆったりと関わりながら、愛着関係の構築に努めています。また、一人ひとりの生活リズムや発達状況に応じた個別指導計画とクラスの指導計画を作成し、子どもの心身の発達に関する情報を職員間で共有しながら、保育を実践しています。0歳児が長時間園で過ごすことを踏まえ、遊びの環境にも配慮し、気候や体調に留意しながら戸外活動や異年齢児との交流を取り入れることで、子どもの興味や関心が広がるよう取組んでいます。保護者とは、毎日の連絡帳にて丁寧に子どもの様子を伝えると共に、送迎時等の会話を通して情報を共有し、信頼関係の構築に努め、子どもの成長を喜び合える関係づくりを心がけています。

【A7】	A-1- (2) -⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
		評価結果 A

評価の理由

3歳未満児の保育では、年間指導計画を基に、月のカリキュラムに養護と教育の両面から、一人ひとりの発達状況を把握し、子どもの状況に応じた保育を実施しています。日常の子どもの様子を観察し、自我の育ちを受け止め、必要に応じて援助すると共に、子どもが自分の力で取組もうとする気持ちを尊重しています。子どもも同士のトラブルやかんしゃく等に対しては、子どもの気持ちに寄り添いながら代弁して仲介し、友だちと楽しく遊んだり、気持ち良く過ごせたりするように努めています。子どもが興味を持ったことを保育者も一緒に楽しみ、気持ちに共感しています。また、様々な年齢の子どもや保育士以外の大人との関わりについては、異年齢交流、地域交流、外部講師、看護師、栄養士等と、様々な場面での関わりが持てるように取組んでいます。保護者とは、連絡帳、登降園時の会話、個人面談等を通して、密にコミュニケーションを取り、連携を図っています。

【A8】	A-1- (2) -⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
		評価結果 A

評価の理由

3歳以上児の保育では、各年齢の指導計画を作成し、担任間で子どもたちの状況を討議、検討、確認しながら、遊びの構成を考え、遊びの幅が広がるよう環境設定しています。3歳児の保育に関しては、一人ひとりの生活習慣の自立に向けた援助の他、集団の中で興味・関心の広がりに注目し、友だちとの遊びを楽しめるよう保育者が関わっています。4歳児・5歳児は、同一の保育室で過ごしており、異年齢（縦割り）保育を通して、子ども同士が育ち合える環境を整えています。職員は、子どもの発想や考えを大切にし、子どもが意見を出し合い、子ども主体でクラス運営ができるように配慮しながら、保育実践につなげています。当園では、外部講師による体操教室、造形教室、英語教室も定期的に行い、人間関係の幅も広がる中で、小学校への接続がスムーズに行えるよう円滑な就学に向けた取組も行っています。

【A9】	A-1- (2) -⑧	障害のある子どもが安心して生活ができる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
		評価結果 B

評価の理由

障害のある子どものための環境整備では、玄関スロープ、園舎内はバリアフリー・ユニバーサルトイレ仕様になっています。障害認定を受けた子どもや支援が必要な子どもについては、クラスの指導計画と関連付けた個別指導計画を作成し、記録しています。子どもの状況に応じた個別対応ができるよう職員配置に工夫し、該当児の保護者とは情報交換を密に行い、支援に生かしています。鶴見区こども家庭支援課や福祉保健センター、地域療育センター等の関係機関と連携し、相談、助言が受けられる体制を整えています。当園では、職員が研修等で学んだ知識や情報についての周知については課題と捉え、今後、報告会や園内研修に生かすよう取組む体制でいます。

【A10】	A-1- (2) -⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
	評価結果　B

評価の理由

当園の月間指導計画に「長時間にわたる保育への配慮」を掲げ、年齢に応じた休息時間や1日の活動に「動と静」の時間を設けるように配慮しています。具体的には、制作や絵本、歌に親しむ「静」と、散歩や運動あそび「動」の保育を、1日の中でバランスよく組み立てています。また、年齢の異なる子どもへの配慮も十分行いながら、異年齢保育等を実施しています。職員間では、口頭、アプリ、引き継ぎ簿等で、情報共有を図っています。保護者とは、登降園時に子どもの様子を詳しく聞いたり、伝えたりしています。さらに、当園では、環境構成に改善点があると認識し、子どもの状況や登園時間に合わせたリズムが作れるように、子どもの体調・状態に応じた個別対応ができるよう環境を整えていきたいと考えています。今後の取組に期待します。

【A11】	A-1- (2) -⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している
	評価結果　A

評価の理由

当園の全体的な計画及び5歳児の年間指導計画に、小学校との連携を位置づけ、近隣保育園との年長児交流会、保育者と小学校教諭との情報交換事業に参加しています。日頃から、潮田小学校の畑を借りての栽培活動及び交流や、就学前の学校訪問（潮田小学校・入船小学校）等を通して小学校との連携を図っています。子どもたちが就学する小学校には、保育所児童保育要録を作成して送り、併せて電話等で情報を提供しています。保護者には懇談会で、就学前に身につけて欲しい生活習慣等を伝えたり、2月の個人面談にて就学前の相談に応じたりと、小学校以降の生活について見通しが持てるよう取組んでいます。

A-1- (3) 健康管理

【A12】	A-1- (3) -① 子どもの健康管理を適切に行っている
	評価結果　A

評価の理由

子どもの健康管理については、入園時の面談や健康台帳、児童票等で子ども一人ひとりの心身の健康状態を把握しています。日々の保育の中では、朝の受入れ時に保護者に子どもの健康状態を確認し、職員間で情報共有しています。看護師が年間保健計画を作成し、各クラスはそれに基づいて手洗い指導、園児の健康増進、感染症予防等の取組を行っています。毎月の園だよりの中に「ほけんだより」を盛込み、健康に関する取組や情報を発信しています。感染症に関しては、入園のしおり（兼重要事項説明書）にて、園の方針を保護者に伝えています。SIDS(乳幼児突然死症候群)予防のため、プレスチェックを0歳児・1歳児は、5分ごとに行い、うつぶせ寝はしないよう職員間で周知しています。保護者にも入園前説明会で説明し注意喚起しています。職員は安全衛生に関する研修に毎年参加し、必要な情報の習得と対応に努めています。

【A13】	A-1- (3) -② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している
評価結果 A	

評価の理由

入園のしおり（兼重要事項説明書）に「『横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例』に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を『学校保健安全法』に規定する健康診断に準じて実施します。」と謳い、内科健康診断と歯科健診共に年2回、視聴覚検査（3歳児年1回）、尿検査（3歳児以上年1回）、を実施し、記録しています。健診結果は、職員間で情報共有し、保護者に伝えると共に、場合によっては通院を勧めています。通院が必要な家庭については、結果・経過確認を行い、フォローを含め連携を密に取り合っています。また、身体測定は毎月実施し、保護者に結果を連絡帳（ルクミー）で伝えています。健診で配慮が必要な事項が見られたケースは、個別カリキュラムを見直し、家庭と連携して取組んでいます。

【A14】	A-1- (3) -③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている
評価結果 A	

評価の理由

横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、「食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。アレルギー対応については、入園のしおり（兼重要事項説明書）に記載し、入園説明会で保護者に、医師の指示書と栄養士の面談が必要であることを伝えています。除去献立により調理し、該当児の担任保育士と栄養士で互いに手渡し確認し、誤食を防いでいます。食事の提供時は、個別のテーブル・トレイ・食器を区別し、名札を付けて提供する等、チェック体制を十分に整え対応しています。職員は、アレルギーについての最新情報を得るため、外部研修にも積極的に参加し、知り得た情報を職員間で共有し、認識の統一を図っています。

A-1- (4) 食事

【A15】	A-1- (4) -① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている
評価結果 A	

評価の理由

当園では、「食事はおいしく・楽しく」をモットーに、各年齢に応じた「年間食育計画」を策定し、計画に基づいて色々な食材に触れ、季節の行事や栽培等を通して、食事がより楽しめるように工夫しています。給食では、年齢に応じて食べられる量を把握し、各クラスの担任が個々に合わせた対応をしています。個人差を配慮し、無理なく子どもが食べられることにより、満足感を味わえるようにしています。0歳児クラスでは、離乳食を提供し、食材の形状、固形物の柔らかさの度合い等、家庭と連絡を取り合い、子どもの発達や個々の咀嚼に合わせて次段階へ移行しています。保護者には、献立表の配信、毎日の食事内容を写真掲示で知らせ、園の食事の理解につなげています。今回の利用者（保護者）アンケートでも「お子さんは給食を楽しんでいますか」の設問に対する満足度は85%と、高い評価を得ています。

【A16】	A-1- (4) -② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している
評価結果 A	

評価の理由

当園の保育方針の1つに「よく食べること」を掲げているように、毎月の献立には旬の食材を使用し、季節、行事食、栄養価等、工夫を凝らし、見た目も楽しく、おいしく、安心して食べることのできる食事を提供しています。食材の搬入も地元の業者から、国産、旬の安全、安心な食材を仕入れています。栄養士は、毎月の給食会議を通じ、保育士の意見も取入れた献立を作成すると共に、食事の様子を見に各クラスを巡回し、子どもたちから話を聞く等、日常的に交流を図っています。給食日誌には、毎日の残食、検食等を記録し、献立・調理の工夫につなげています。衛生管理体制は、給食衛生管理マニュアルを基本とし、徹底した衛生管理を行っています。今回の利用者（保護者）アンケートでも「給食がおいしい」、「給食、おやつが手作りバリエーションも豊富」等々の意見が寄せられています。

内容評価 A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

【A17】	A-2- (1) -① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている
評価結果 A	

評価の理由

保育園と保護者の連携については、入園のしおり（兼重要事項説明書）に明記し、入園説明会等で伝えています。当園では、0歳児～5歳児まで連絡帳（アプリ）を使用し、特に0歳～2歳児は毎日の様子を丁寧に記載しています。また、登降園の際に口頭でも子どもたちの様子等を伝え、家庭との連携を図っています。クラス担任だけではなく、早番・遅番保育士とも漏れのないよう引き継ぎ、情報を共有しています。また、毎月の園だよりや、年2回の個人面談・懇談会等を通して、理解を深めています。さらに、普段の生活を実際に体験してもらうよう「保育士体験」を受付けています。各行事では、年齢に合った活動を取り入れ、子どもの成長の喜びを保護者と共に感できるよう努めています。今回の利用者（保護者）アンケートでも「その日の様子を詳しく教えてくれる」、「先生たち全員がとても親切」、「温かくアットホーム」等々の意見が多く寄せられています。

A-2- (2) 保護者等の支援

【A18】	A-2- (2) -① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている
	評価結果 A

評価の理由

今回の利用者（保護者）アンケートに「先生方が親切で相談しやすい」、「親身になって回答してくれる」、「雰囲気が良い」、「相談してからスムーズに解決」等の声が寄せられているように、保護者との信頼関係の構築に努めている様子が窺えます。保護者からの相談や報告等に対しては、職員が丁寧に傾聴し、真摯に対応することで安心感を提供しています。担任保育士が受けた相談・質問・要望については、園長が隨時把握し、必要に応じて適切に対応できるよう体制を整えています。個人面談は年2回実施していますが、保護者からの希望があれば隨時、面談や相談の機会を設けています。面談室はプライバシーに配慮した環境に設定し、保護者が安心して相談できるよう工夫しています。相談内容は記録として保管し、職員会議等を通じて他職員にも共有することで、全体で共通認識を持ち、より良い対応につなげています。

【A19】	A-2- (2) -② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応 及び虐待の予防に努めている
	評価結果 B

評価の理由

「虐待防止マニュアル」に基づきチェックリストを備え、家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めています。当園では日頃から保護者とのコミュニケーションを図り、親子の些細な変化も見逃さないように留意しています。登園時の親子の表情や会話、保育中に身体のあざ等の確認（着替え、シャワー等）を行い、不審なケガやあざ等があれば、写真に記録しています。また、食事の様子や洗濯物等、身の回りのことを注意深く観察するようにしています。虐待の疑いがある場合は、鶴見区こども家庭支援課や横浜市中央児童相談所等に通告・連絡の体制を整えています。さらに、マニュアルに基づく園内研修及び外部研修への職員の参加を通じ、専門知識や技能を深め確認し合い、虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・対応・予防への継続的な取組に期待します。

内容評価 A－3 保育の質の向上

A－3－(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

【A20】	A-3- (1) -① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている
	評価結果 B

評価の理由

保育士の自己評価については、各年齢の指導計画に基づき、保育実践の振り返りを行い、課題について職員会議で話し合い、保育目標に向けた保育展開ができるよう、環境や援助の方法等を見直し、保育の向上につなげています。また、職員は園独自の「自己評価シート」を使用し、定期的に自己評価を行っています。年度途中・年度末には、園長との面談にて助言・指導を受け、自己の課題を確認・振り返り、次の目標につなげています。職員の自己評価を基に、毎年「保育園の自己評価」を行い、結果を園内掲示で保護者に公表しています。今後は、保育士の自己評価に基づき、保育の改善や専門性の向上に努め、保育園全体の保育実践の自己評価につなげられるよう計画・実施していく予定でいます。

利用者(保護者)アンケート調査結果

施設名：みつばち保育園

定員	80名
アンケート送付数（対象家庭数）	69人
回収率	70% (48人)

【利用者調査項目】

※上段人数、下段%で示しています

問1 この保育園のサービス内容について		知っている	まあ知っている	あまり知らない	知らない	無回答
問1-1	保育方針・保育目標を知っていますか	20人	19人	8人	1人	0人
		42%	40%	17%	2%	0%
問1-2	保育の内容について知っていますか	24人	19人	4人	1人	0人
		50%	40%	8%	2%	0%
問1-3	年間指導計画、行事計画について知っていますか	30人	14人	4人	0人	0人
		63%	29%	8%	0%	0%
問1-4	費用や園の決まり事について知っていますか	29人	14人	3人	2人	0人
		60%	29%	6%	4%	0%

問2 日常の保育について		十分	概ね十分	やや不十分	不十分	無回答
問2-1	遊具や教材について	25人	21人	1人	1人	0人
		52%	44%	2%	2%	0%
問2-2	戸外遊びについて	28人	18人	1人	1人	0人
		58%	38%	2%	2%	0%
問2-3	季節や自然との触れ合いが保育の中に感じられますか	33人	13人	2人	0人	0人
		69%	27%	4%	0%	0%
問2-4	健康作りへの取り組みについて	31人	14人	1人	1人	1人
		65%	29%	2%	2%	2%
問2-5	給食の献立内容について	37人	9人	1人	1人	0人
		77%	19%	2%	2%	0%
問2-6	お子さんは給食を楽しんでいますか	41人	6人	1人	0人	0人
		85%	13%	2%	0%	0%
問2-7	基本的生活習慣の取り組みについて	33人	15人	0人	0人	0人
		69%	31%	0%	0%	0%
問2-8	保育中のケガ等に関する説明や対処について	37人	10人	1人	0人	0人
		77%	21%	2%	0%	0%

問3 保護者と園との連携・交流について		十分	概ね十分	やや不十分	不十分	無回答
問3-1	送迎時の職員との会話や連絡帳、掲示物により1日のお子さんの様子がわかりますか	35人	11人	1人	1人	0人
		73%	23%	2%	2%	0%
問3-2	園の様子や行事に関する情報提供について	35人	11人	2人	0人	0人
		73%	23%	4%	0%	0%
問3-3	懇談会や個別面談等での意見交換について	37人	10人	1人	0人	0人
		77%	21%	2%	0%	0%
問3-4	相談ごとへの対応について	36人	10人	2人	0人	0人
		75%	21%	4%	0%	0%

問4 保育園の環境等について		十分	概ね十分	やや不十分	不十分	無回答
問4-1	保育室、園庭について（清潔さ、掃除等）	37人	9人	1人	0人	1人
		77%	19%	2%	0%	2%
問4-2	外部からの防犯対策について	30人	16人	1人	0人	1人
		63%	33%	2%	0%	2%
問4-3	感染症の発生状況や注意事項の情報提供について	34人	12人	1人	0人	1人
		71%	25%	2%	0%	2%
問4-4	緊急時の連絡体制、周知、防災訓練等について	35人	11人	1人	0人	1人
		73%	23%	2%	0%	2%

問5 職員の対応について		満足	概ね満足	やや不満足	不満足	無回答
問5-1	職員はお子さんを大切にしてくれていますか	37人	9人	1人	0人	1人
		77%	19%	2%	0%	2%
問5-2	保護者に対する職員の対応や態度について	37人	9人	1人	0人	1人
		77%	19%	2%	0%	2%
問5-3	保育サービス提供方法の統一性について（どの職員も同じように保育をしてくれているか等）	30人	16人	1人	0人	1人
		63%	33%	2%	0%	2%
問5-4	お子さんは保育園で楽しく過ごしていますか	38人	7人	2人	0人	1人
		79%	15%	4%	0%	2%

問6 この園の総合満足度について		満足	概ね満足	やや不満足	不満足	無回答
この保育園を総合的に評価すると、どの程度満足していますか		35人	12人	0人	0人	1人
		73%	25%	0%	0%	2%

事業者コメント

施設名 みつばち保育園
園長名 奈良 亮佑

《第三者評価を受審した感想・自己評価での取組の感想》

第三者を受審したことで、日頃の取組を客観的な視点から見直す貴重な機会となりました。普段の業務では気づきにくい強みや改善点を、専門的かつ中立的な立場から指摘していただけたことは大きな学びでした。

特に、組織内のコミュニケーションや業務手順の整理については、外部の目線が入ることで新たな視点を得られ、今後の改善につなげていきたいと感じました。

評価の方々の丁寧なヒアリングと具体的な助言のお陰で、職員全体の意識も高まり、より良いサービス提供に向けた意欲が強まったと感じています。

《評価後取組んだこととして》

- 月間指導計画やその他の書式について、内容や運用方法を改めて見直しを行いました。より保育の実態に合った形で活用できるよう、記入項目や表現の仕方を整理し、効率化と分かりやすさの向上を図りました。
- 日々の保育をPDCAサイクルに当てはめて振り返ったところA（アクション）の部分が弱く、次の保育につなげきれていないことに気付きました。今後は、Aの段階をしっかりと取組んでいく方針を確認しました。
- 保護者対応について、職員間で対応の差異が生じないよう、共通理解を深めて行きたいと考えています。今後は情報共有や相談体制をより整え、統一した対応ができるよう取組んで行きます。